第六号様式別表五の四（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式　略］
第六号様式別表五の四（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式　略］
第６号様式別表５の４記載要領
１　この明細書は、法第72条の２第１項第１号イ又は第３号イに掲げる法人が、法第72条の16又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第72条の16に規定する純支払利子の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。
［２～５　略］
第六号様式別表五の五（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式　略］
第六号様式別表五の五（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式　略］
第６号様式別表５の５記載要領
１　この明細書は、法第72条の２第１項第１号イ又は第３号イに掲げる法人が、法第72条の17又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第72条の17に規定する純支払賃借料の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。
［２～５　略］
第六号様式別表五の六（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）
［様式　略］
第６号様式別表５の６記載要領
１　この明細書は、法第72条の２第１項第１号イ又は第３号イに掲げる法人が、法附則第９条第13項から第16項まで又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法附則第９条第13項から第17項までの規定による控除を受ける場合（令和３年４月１日から令和５年３月31日までの間に開始する各事業年度においてこれらの規定の適用を受ける場合に限る。）に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。
［２・３　略］
４　「前事業年度又は前連結事業年度⑬」の月数が６月に満たない場合であって、当該月数が租税特別措置法第42条の12の５第３項第４号又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この記載要領において「令和２年所得税法等改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和２年旧措置法」という。）第42条の12の５第３項第４号若しくは第68条の15の６第３項第３号に規定する適用年度の月数に満たないときは、次に掲げる各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによること。
⑴　「国内雇用者に対する給与等の支給額⑮」、「同上のうち国内新規雇用者に係る金額⑯」及び「同上のうち一般被保険者に係る金額⑰」の各欄　連結申告法人（令和２年所得税法等改正法第３条の規定（令和２年所得税法等改正法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定

第六号様式別表五の四（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式　同上］
第六号様式別表五の四（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式　同上］
第６号様式別表５の４記載要領
１　この明細書は、法第72条の２第１項第１号イ又は第３号イに掲げる法人が、法第72条の16に規定する純支払利子の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。
［２～５　同左］
第六号様式別表五の五（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式　同上］
第六号様式別表五の五（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式　同上］
第６号様式別表５の５記載要領
１　この明細書は、法第72条の２第１項第１号イ又は第３号イに掲げる法人が、法第72条の17に規定する純支払賃借料の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。
［２～５　同左］
第六号様式別表五の六（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）
［様式　同上］
第６号様式別表５の６記載要領
１　この明細書は、法第72条の２第１項第１号イ又は第３号イに掲げる法人が、法附則第９条第13項から第17項までの規定による控除を受ける場合（令和３年４月１日から令和５年３月31日までの間に開始する各事業年度においてこれらの規定の適用を受ける場合に限る。）に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。
［２・３　同左］
４　「前事業年度又は前連結事業年度⑬」の月数が６月に満たない場合であって、当該月数が租税特別措置法第42条の12の５第３項第４号又は第68条の15の６第３項第３号に規定する適用年度の月数に満たないときは、次に掲げる各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによること。
⑴　「国内雇用者に対する給与等の支給額⑮」、「同上のうち国内新規雇用者に係る金額⑯」及び「同上のうち一般被保険者に係る金額⑰」の各欄　連結申告法人（法人税法第２条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）以外の法人にあっ